

消防用設備等の設置に係る届出について

防火対象物の増改築等で、設備の増設、移設、取替えを行う場合に着工届出を不要とすることができ、設置届出又は軽微な届出で処理できる工事の範囲については、次のとおりとする。

別表1 設置届出又は軽微な届出の範囲

1 消火設備

消防用設備等の区分		増設	移設	取替え
屋外消火栓 屋内消火栓	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 →既設と同種類のもので、加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	/
	軽微な届出	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 →既設と同種類のものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱、加圧送水装置、水槽を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
スプリンクラー設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド6個以上10個以下 ・補助散水栓 →既設と同種類のもので、加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド6個以上10個以下 ・補助散水栓 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド6個以上 →既設と同種類のものに限る。

スプリンクラー設備	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド5個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・補助散水栓 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置、水槽、ヘッドを除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
水噴霧消火設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 →既設と同種類のものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 →既設と同種類のものに限る。
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 ・手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
泡消火設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 →既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 →警戒区域の変更のない範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド3～5個以下 →既設と同種類のものに限る。

泡消火設備	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 →既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 →警戒区域の変更のない範囲 ・手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1の選択弁においてヘッド2個以下 →既設と同種類のものに限る。 ・加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品 →加圧送水装置等の性能に影響を及ぼさないものに限る。
粉末消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド3個以上5個以下 →既設と同種類のもの →薬剂量、放射濃度、配管サイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド3個以上5個以下 →放射区域の変更のない範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド3個以上5個以下 →既設と同種類のもの
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド2個以下 →既設と同種類のもの →薬剂量、放射濃度、配管サイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド2個以下 →放射区域の変更のない範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド2個以下 →既設と同種類のもの
移動式消火設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・3基以上4基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・3基以上4基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・4基以下
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・2基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・2基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・4基以下 →既設と同種類のもの

2 警報設備

自動火災報知設備	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 5 個以上 10 個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 5 個以上 10 個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 ・受信機、中継機 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 10 個以上 ・受信機 ・中継機
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 4 個以下 ・発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 4 個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 ・発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 9 個以下 ・発信機、ベル、表示灯
火災報知設備 消防機関へ通報する	設置届出	自動火災報知設備との連動起動に関する工事のみを行う場合		
	軽微な届出			<ul style="list-style-type: none"> ・ROMの書き換え（名称変更等に伴う通報メッセージの変更）
警報設備 ガス漏れ火災	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 3 個以上 5 個以下 →既設と同種類のもの →警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 3 個以上 5 個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 3 個以上 5 個以下
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 2 個以下 →既設と同種類のもの →警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 2 個以下 →警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 2 個以下

3 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

消火設備 パッケージ型	設置届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 基以上 4 基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 基以上 4 基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 基以下
	軽微な届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 基以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 基以下 →既設と同種類のもの

別表2 軽微な届出の範囲

消防用設備等の区分		増設	移設	取替え
消火器	軽微な届出	・本体 →4本以下	・本体 →4本以下	・本体 →既設と同種類のもの
誘導灯	軽微な届出	・本体 →視認障害の無いことが 明らかなもの。	・本体 →性能に支障が生じない もの。 →視認障害の無いことが 明らかなもの。	・本体 →既設と同性能のもの又は 性能が既設と同等以上の ものに限る。
非常コンセント設備	軽微な届出			・コンセント、保護箱 →既設と同種類のもの
連結散水栓	軽微な届出			・すべての構成部品 →既設と同種類のもの
連結送水管	軽微な届出			・加圧送水装置、減圧弁等 圧力調整装置及び起動装 置を除くすべての構成部 品 →既設と同種類のもの